

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

令和五年七月十三日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 送達を受けるべき者

住 所		土地所有者氏名
存否不明		(亡) 石黒岩太郎相続人
存否不明		石黒 一郎
存否不明		(亡) 石黒岩太郎相続人
存否不明		石黒 マサコ
存否不明		(亡) 石黒岩太郎相続人
存否不明		石黒 喜徳
存否不明		(亡) 石黒岩太郎相続人
存否不明		石黒 房雄
存否不明		(亡) 石黒岩太郎相続人
存否不明		石黒 ヒナコ
存否不明		(亡) 石黒ミワ相続人
存否不明		石黒 善之助
存否不明		(亡) 神原トク相続人
存否不明		神原 勇
存否不明		(亡) 神原トク相続人
存否不明		楠見 榮

二 送達すべき書類の名称

一般国道二号改築工事（福山道路・広島県福山市瀬戸町大字長和字梓田奥地内から同市赤坂町大字早戸字太夫崎地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び特別高圧送電線付替工事に係る土地収用事件の裁決書正本

三 土地等の表示

収用の部分に関する事項

所 在	地 番	地 目		地 積		収用する土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿 (㎡)	実測 (㎡)	
広島県 福山市 瀬戸町 大字地頭分 字坂之森	七〇七六番 二	山林	山林	一四五	一三二一・ 三九	一三二一・三九

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木建築局土木建築総務課

広島市中区基町一〇番五二号

(注意) 右書類を受領しないときは、令和五年八月三日に、その書類の送達があったものとみなされます。